北区における市民活動の促進に向けて ~思いを形にする仕組みづくり~

平成14年(2002年)7月東京都北区区民活動促進検討委員会

目 次

第1章 なぜ、市民活動を促進するのか

第1節	促進の対象とするする市民活動とは・・・・・・・・	1
	こらむ A $(NPOとNPO法人制度)$ ・・・・・2	
第2節	「市民活動」か「区民活動」か・・・・・・・・	3
第3節	市民活動の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第4節	市民活動を促進することで期待できる成果・・・・・・	5
第5節	市民活動の促進により	
	どのような北区の将来をつくるか・・・・・・	5
	わたしたち委員の思い① (北区の将来)・・・・・・ 5	
第6節		7
第2章 北区	の市民活動及び市民活動支援の現状と課題	
第1節	市民活動団体の現状と課題・・・・・・・・・・	8
第2節		9
13 2 TK	区沙川民伯勒又饭沙龙州飞脉圈	J
第3章 市民	活動促進策	
第1節	活動拠点・・・・・・・・・・・・・・ 1 (О
	こらむ B (「ハードは行政、活動は民間」	
	~富士見橋エコー広場館~)・・・・ 1 5	
第2節	情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
第3節	担い手づくり・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	8
第4節	資金の確保 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	9
	こらむ C (地域の社会サービス供給における市民団体	
	と自治体の役割分担の諸領域)・・20	
第5節	市民活動促進委員会・・・・・・・・・・・・ 2:	2
第6節	区の促進体制・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
	わたしたち委員の思い②・・・・・・・・25	
参考文献・・・		2
委員名簿・・・		
開催状況・・		
川田八八ル	\mathbf{S}	1

第1章 なぜ、市民活動を促進するのか

これまで社会に必要な公共サービスは、主として行政が担ってきました。さらに、21世紀の今日において、少子高齢化がますます進展する一方、都市型の生活様式が地域社会や家族のあり方を大きく変えてきたため、あらゆる生活領域において、市民は公共サービスへの依存度を高めています。

このような公共サービスは、ますます増大すると考えられますが、行政だけに依存することは、行政の肥大化を招くと同時に、結果として市民の自助・互助の活動を遠ざけることになってしまいます。

市民のもつ公共的精神やあふれる活力を再確認して、市民活動を社会に必要な公共サービスの担い手として考え、行政のみに依存しない市民社会を作っていくことが大切だと私たちは考えています。そのため、潜在的な市民の活力を顕在化させ、すでに活動している市民の活力をさらに伸ばし、21世紀の市民社会をより豊かなものにしていくことが長期的な視点から必要だと考えています。

従来の行政が担ってきた「公共」に対して、市民活動もその公共の主要な担い手と考えるため、「新しい公共」 と呼ぶことができるでしょう。この新しい公共という考え方を実現するためにも、市民活動を促進することが必要だと考えられます。

第1節 促進の対象とする「市民活動」とは

(1)「市民活動」は、広義には、市民の非営利で、自主的、自発的に行われる、あらゆる 分野における多様な活動であり、心豊かな社会を実現していくうえで重要で、必要な活動です。

北区では、現在まで市民活動がさまざまな形で行われてきました。しかし、行政が市民ニーズの全てに従来からの発想で対応することに限界が生じている今日、市民が自らまちづくりの担い手として直接行動し、参画することが必要となっています。「新しい公共」を区と共に担い、区と協働し、時には競争しながら、人間性豊かで、選択肢の多い開かれた地域社会を実現していくには、市民活動のうち公益的な活動の促進が強く求められます。

この観点から、本委員会では、市民活動のうち、「市民の非営利で、自主的、自発的に行われる、福祉、教育、防災、環境、文化などの公益的な活動」 (狭義の市民活動) を北区が促進すべき対象と考えます。

広義の市民活動・・・・市民の非営利で、自主的、自発的に行われる、あらゆる 分野における多様な活動

狭義の市民活動・・・・広義の市民活動のうち、公益的なもの

以下、本報告書中の「市民活動」とは、狭義の意味の市民活動を指します。

- (2) 具体的には次の活動を促進の対象とします。
 - ① 公益性を持つ社会的活動を対象とします。「公益」 とは、不特定かつ多数の者の 利益を指します。従って趣味のサークルや同好会的な活動は、対象にしません。 ただし、趣味のサークルや同好会的なグループの活動のうち、公益的な社会的活動に発展させたいという目的で行われる活動は対象となります。
 - ② 市民活動を行う団体の法人格の有無・種類や事務所所在地といった形式的な面からではなく、その活動が担っている課題ベースで市民活動を捉えます。身の周りや社会の問題の解決や社会のあるべき姿の実現に取り組む活動であれば、町会や自治会等の地縁団体、会員制による協同組合、グループや個人の活動も対象となります。例えば地域のイベントに参加するために企業の従業員が行う打合せなどです。
 - ③ 宗教活動や政治活動を目的とした活動、特定の候補者等を推薦・支持する活動は、対象としません。これは、区が特定の宗教を広める活動や特定の政治主義を広める活動を対象に促進等を行うことが妥当でないためです。
 - ④ 「非営利」の活動を対象とします。「非営利」とは、利益をあげても関係者の間で分配せず、非営利の活動目的のために使うことをいいます(市民活動の資金を求めて行うバザーや講習会等)。

このような市民活動を担うのが、ボランティア、NPOです。市民活動には、ボランティアとしての個人の活動やグループで行う活動があり、また、自前の事務所を持ち、有給スタッフを置くなど組織を整えて非営利組織=NPOとして継続的に行う活動もあります。これまで市民活動団体は、任意団体がほとんどでしたが、特定非営利活動促進法(NPO法)の施行により、NPO法人が新たな市民活動の担い手となりました。

促進の対象としたのは、これらのボランティア、NPO(法人格の有無にかかわらず)の活動です。

こらむ A

(1) NPO

NPO (Nonprofit Organization) とは、民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織を指します。この「非営利」とは「無償」で事業活動を行うことではなく、利益(剰余金)を団体の構成員間で分配しないことを意味しています。従って、民間の非営利組織が有償でサービスを提供したり、金銭のやりとりを伴う事業を行ったり、有給のスタッフを擁したりすることは一般的です。

(2) NPO法人制度

今までの民間の非営利組織は、法人格を取得することが困難だったため、団体名で契約できないなど活動する上で不都合が生じていました。このため、民間の非営利組織が法人格を取得できる途を開き、社会貢献活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的として、「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年12月に施行されました。

この法人制度では、資本金や基本財産を要件とせず、書類審査による手続きで法人格を取得す

ることができます。従って、個々の特定非営利活動法人(NPO法人)の信用は、法人の活動実績、情報公開等により自らが築き上げていく制度となっています。

(以上「東京都における社会貢献活動団体との協働」から引用)

特定非営利活動促進法によれば、特定非営利活動は、次の12分野の活動で、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」をいいます。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

なお、施行後の社会の変化にあわせ、対象を拡大する動きもあります。

平成14年5月17日現在、全国のNPO法人認証数は、7,013団体、うち東京都知事認証数は、1,536団体です。北区のNPO法人認証数は、17団体です。

第2節 「市民活動」か「区民活動」か

(1) 経緯

本委員会の名称は「東京都北区区民活動促進検討委員会」とされています。いわゆる「市民活動」の促進のための委員会であり、他自治体では「市民活動」という名称を用いるのが一般的です。ここにおける「市民」は、住民という意味ではなく、「こころざし」を持って一定の価値の実現のために能動的に活動する人々を指します。しかし、北区では「市民」ということばに馴染みがなく、「市民活動」の定義が未だ固まっていない段階で「市民」という名称を用いることによる混乱が生じる恐れがありました。北区基本構想では、議論がありましたが、北区で働き、学び、憩う人、市民活動団体やその他の民間団体、企業なども、広い意味での「区民」として位置づけています。

そこで、当初「区民活動」を「非営利で、自主的・自発的に行われる公益的活動」 と定義した上で、北区区民活動促進検討委員会を発足し、委員会の中で「区民活動」 か「市民活動」か、いずれにするかを検討することとなりました。

(2) 検討結果

「区民」とは通常、夜間住民のことをいいますが、市民活動を行う人の中には、北

区に通勤、通学している人、近隣に住む人などもいます。住民にとどまらず、能動的 にいろいろな社会的な関わりを行っている人、あるいは、行おうとする人の活動も促 進の対象とするべきと考えます。

従来のように「区民」を広い意味で捉え「区民活動」とすることも一つの方法ですが、上に述べたことを考えたとき、「区民活動」ではなく「市民活動」とするほうが適切と考えます。すなわち何々市の「市民」という意味ではなく、北区に関わりのある人、関心を持っている人、北区で活動している人という意味での「市民」です。このような検討の結果、北区における市民活動ということで、報告書では、「市民活動」という名称を用いることとしました。ただし、「北区区民活動促進検討委員会」「区民活動団体実態調査」「(仮称)区民活動サポートセンター」については、既に公表済みの名称であるため、「区民活動」という名称を使用します。

第3節 市民活動の可能性

- (1) 市民活動は、社会参加と自己実現の「場」を提供します。近年、生き甲斐や仲間を 求めて市民活動に参加する人が増えています。ボランティア活動をするに際し、自分 が楽しいからやっている人が増えています。市民活動への参加要求も市民ニーズの一 つになっています。
- (2) 市民活動は、新たな地域コミュニティの構築に重要です。人と人とのつながりや地域への帰属に対する意識など社会環境の変化の中で、福祉活動や環境活動など地域の課題解決に取り組む市民活動が活発化しています。このような市民活動と地域の基礎的な役割を担う住民組織とが問題意識を共有化することによって、住民のまちづくりへの参加意識を高め、地域全体の豊かさをもたらすことが期待されています。
- (3) 市民活動は、様々な要望に対して柔軟に対応します。ニーズに応じた適切なサービスの提供、個別のニーズにきめ細かく弾力的に応えるなど、公平性に基づく行政では行えない形でのサービスの提供が行われています。
- (4) 市民活動は、分権型社会の担い手になります。地方分権社会が進展するなかで、個人の自己実現と社会的課題の解決を同時に進めようとする市民活動は、地域の個性や主体性に応じたまちづくりの担い手としての役割が期待されます。
- (5) 市民活動は、行財政改革を推進していくためには不可欠です。各自治体は、厳しい 財政状況のもと、自立した責任ある主体として、財政構造の抜本的な見直しと政策再 編がさけられない状況にあります。今後は、行財政運営において、経済性=インプット(予算や人材の投入)を最小限に抑えつつ、効率性=アウトプット(具体的施策や 事業)の最大化を図り、効果性=アウトカム(業績・成果)の改善を目指すという観 点がより重要になってくると思われます。こうした中、意思決定過程への市民参加を 促進することや、市民活動が活性化し、公・民の適正な役割分担のもとで公共の領域 を主体的に担っていくことが重要です。
- (6) 市民活動は、雇用の受け皿となり、企業とは別の原理に基づく経済活動の主体(コミュニティビジネス)として経済効果の創出をします。コミュニティビジネスとは、地域の生活者・市民が主体となって、地域の課題をビジネスチャンスと捉えて"地域課題解決型ビジネス"を推進することにより、地域におけるコミュニティの再生と地

域経済の活性化を同時に達成しようという新しい地域づくりの手法です。非営利の市民活動がコミュニティビジネスに発展することもあります。

(7) 市民活動は、多元的で成熟した市民社会への変革を促します。市民活動は、具体的ニーズに日常的に接することを通して、行政が発見できていない課題、あるいはその時点では行政が取り上げることができない課題について、先駆的、冒険的活動を行い、政策提言(アドボカシー)を行います。

第4節 市民活動を促進することで期待できる成果

市民活動を促進することで、行政と市民活動団体に期待できる成果を整理すると次のとおりです。

行政に期待できる成果	市民(活動団体)に期待できる成果
 (1) 自治・分権のパートナーとなる新たなセクターが成長する。 (2) 行政自身の自己改革(意識改革) (3) 市民参加による事業の適正化、見直し・・的確なニーズの把握 (4) 分権推進・・個性豊かなまちづくり (5) 行政改革の推進 	(1) 自治の担い手としての社会的認知 (2) 自己実現・・生き甲斐のある社会 (3) 社会的・経済的活動基盤の整備 (4) 施策への市民参加の制度化

第5節 市民活動の促進によりどのような北区の将来をつくるか

北区基本構想では、北区の将来像を「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまちー人と水とみどりの美しいふるさと北区」と定めています。

>>>>>>> わたしたち委員の思い①(北区の将来) >>>>>>

以下は、私たち委員個々の北区の将来に対する思いです。

☆ 3世代が住んでいる町(文化が伝承されている)

元気で賑やかな商店街(暮らしやすい)

花や緑がいっぱいある町(ほっとする)農のある風景は無理かな?

住民が自立し、市民活動が盛んな町それぞれが住んでいる町を大切にしている。

- ・・・そんな北区に住みたい。
- ☆ 本当の意味で自治が確立することを期待します。つまり「行政が何をしてくれるんだ」では なく「我々はこうしたいから、行政は専門家としてこの部分を協力してほしい」とお願いでき るようになれば、良いと思います。それが「協働の実現」であると考えます。
- ☆ 住民が主体となって地域で役割を果たす分野が大きく、高齢者も女性もいきいきと仕事をし、

NPOやボランティアグループとコミュニティビジネスが互いに共存共栄している。

☆ 北区は、他との差別化を出来る地域リソースの見直しをし、それをどこまで住民が財産として意識できるか、それが課題となると思います。それを大切だと思う気持ちがなければ、それは存在しないに等しい。将来の北区がどういうまちになっていきたいのか、それはそこに住み、働き、通過する、そこに生きる人の快適さを考えることであると思います。

都市のコミュニティのあり方をそこにいる人が参画してつくるしくみづくり、仕掛け作りを して、将来の人、まちの機能、行政の役割を考えていく必要があるでしょう。ただ、それは他 人任せではなく、自分がコミット(関わりあうこと。参加)することでしか担保できないもの だと思っています。

☆ まさに、行政と区民のパートナーシップがはじまったばかり。試行錯誤の中で、地域の人が 地域を思い、それぞれの思いにかられていきいきと暮らしていく。

なんか、人の歓声でにぎやかなまちになればと思います。

- ☆ となり同志、助け合う。また、ボランティアを通じ、ともに生きていく(いける)社会にな ればと思います。
- ☆ 公園では子供達の声、木陰では高齢者の人達がおしゃべり、周りの花壇では、地域の人達や子供達の親がガーデニングを楽しんでいる。地域の人達が喜んで集まって話ができる場所。こんな地域に私は住みたいと思います。
- ☆ 北区は緑が多く、自然もいっぱいある。お年寄りにはいい街かも知れない。また、高台地区と平地地区があるので、当然、坂がある。坂の活性化(例)北とぴあから区役所の坂をもっと夢のある坂道にして、登りのエスカレーターなども設置し、お年寄りも気軽に下の方から区役所の方へ行けるようにする。大変な坂が夢のある坂道に
- ☆ 「市民活動」が私たちの暮らしに必要なこととして、行政や区民全体に認知される状態になる こと。そして、意思をもって活動を始めた個人や団体を行政がパートナーシップをもって応援 する状態になることを期待する。

現在は、「市民活動をしている」、「市民活動団体に所属している」と言うと、「お上に対して不満をもっている」と判断されたり、「(お金や時間に) 余裕があっていいわね」と言われることが少なくないが、「市民活動」は、地域に暮らす住民全体の暮らしの質的な向上のために必要なものであり、ちょっと手が空いた時、ちょっと感心をもった時に、誰もが気軽に参加するものだという認識が広まり、行政側はいつでも応援できる体制でいる、そんなシステムを作りたい。

☆ 市民活動がますます活発になって、高齢者の人々が生き生きとして暮らせる街づくりを目指してほしいものです。行政と市民が手を取り合い、率直な意見交換をする中で、何をなすべきか答えが見つかるのではないでしょうか。独居老人でも、安全で快適な暮らしを保証するため、北区の住民として、これからももっと積極的に市民活動を展開していくよう、行政の応援を期待しています。

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、自主性、自立性 を持った市民の共同参画による、市民自治を実現することが求められています。そのため、 いま、市民活動は最も有効な手段として考えられます。

第6節 「促進」と「協働」の原則

(1) 促進

「促進」とは、行政の恣意的な誘導ではなく、自発的で自立的な活動が起き、展開 していくように地域の条件整備を行うことをいいます。

市民活動は、多様であり、行政と対立する場合もあります。市民のニーズは変化していくものであり、現在重要でなくても、将来の社会において不可欠になるものもあります。そのため、行政は、多様な社会サービスを行う市民活動を選別するのではなく、広く、様々な市民活動の自立性を尊重しつつ促進していくことが重要です。

(2)協働

「協働」とは、行政と市民活動団体または市民活動団体同士の目的が共通する事業であるときに、互いに協力しあって事業を行うことです。互いが敵対していては「協働」はできません。

「協働」することは、市民のニーズに適切なサービスを提供するために必要です。 同時に、行政や市民活動団体のみではできない新しい社会サービスを提供するために も必要です。

真の協働関係を築くには、その背景に北区において幅広い市民活動が展開されていることが求められます。市民活動を活発化し活動の裾野を広げるための促進策を積極的に進めていくことが望まれます。

協働を進めていくうえで、行政側に必要と考えるものは以下のとおりです。

- 市民活動団体の自発性・多様性の尊重。
- ② 不特定多数の利益増進の視点。特定の個人・団体の利益等に利用されないよう健全な発展を図ることが必要です。
- ③ 対等な協働関係 (パートナーシップ) の構築。そのためには、市民活動団体と行政との対話によるそれぞれに対する期待や役割の確認が必要です。その過程で、お互いの信頼関係を築くことが可能となります。

第2章 北区の市民活動及び市民活動支援の現状と課題

本委員会では、市民活動促進方策を検討するにあたり、以下のとおり市民活動の現状と課題の整理を行いました。

第1節 市民活動団体の現状と課題

市民活動促進方策を検討するため、区では2001年(平成13年)7月に区民活動団体実態調査を行いました。調査は区内で活動しているさまざまな団体のうち、区が連絡先を把握している団体を対象としました。地縁的に古くから組織されてきた自治会・町内会、健康づくりや福祉、文化、環境保全、子どもの育成、国際協力など個別の目的のもとに結成された団体、趣味やスポーツなどの団体、老人クラブ、特定非営利活動法人等の1,860 団体であり、そのうち1,303 団体から回答がありました。(回収率70.1%)

(1) 主な活動分野では、「文化・芸術・スポーツの振興を図る活動」が 56.4 %と多く、主な活動内容(複数選択)では、「親睦・交流」が 66.4 %と最も多く、これは、調査対象にサークルを中心とする文化センター登録団体が多かったことによるものと思われます。

(2)活動地域は「北区のみ」と「北区と周辺地域」が 82.8 %を占め、活動に使用する施設(複数選択)は、「区の施設」が 72.0 %と特に多く、ついで「学校の開放施設、グランド、公園等」が 25.9 %です。

(3)活動状況は、74.6%が「活発である」「やや活発である」と感じています。活動回数は1週間あたりでは、1回が191団体、1月あたりでは、月2回が246団体です。

(4)活動の課題(複数回答)は、「若い人達の参加が少ない」(40.6%)、「メンバーが固定し、責任等が集中している」(25.1%)、活動資金が不足(16.3%)、会合等の場所の確保が難しい(12.9%)、会合の時間がとれない(10.4%)、活動発表の場所・機会がない(9.4%)、助成金等の情報が得にくい(7.8%)、指導者・リーダーがいない(6.2%)、他団体等の情報が得にくい(4.1%)等となっています。

第2節 区の市民活動支援の現状と課題

- (1) 北区では、市民活動に対し、活動促進、相談、場所の提供、情報提供、人材育成等 の様々な支援策を行われていますが、現状では、質量共に不十分です。
- (2) 主な支援分野は、福祉、青少年、環境、生涯学習などです。 ただし、支援は、各課ごとに行われており、部門間の横の連絡が十分でなく、市民 活動を行う側が行政資源を十分活用できる環境にありません。
- (3) 厳しい財政の中で、多額の予算措置を伴う支援方策の実施は難しい状況にあります。

第3章 市民活動促進策

区が、市民活動を促進していくにあたり、市民活動の自主性、主体性を確保する観点から、間接的な促進を原則とする必要があります。そのため、 区は、公的施設での活動環境の整備や情報・交流の促進、市民へのボランティア意識の醸成などを基軸とした、環境整備に重点を置くことが望ましいと考えます。その際、行政の縦割り的な対応などのしくみの問題や既存の考えを見直す観点からの検討も望まれます。また、促進策が実際に行われるよう担保するとともに、時代の変化に的確・迅速に対応できるよう、第三者的な機関の設置も必要です。

こうした観点に立って、本委員会は、活動拠点、情報の共有、担い手づくり、資金の確保、これらの促進策を担保するためのしくみおよび区の体制について検討しました。

第1節 活動拠点

提言

- 1 活動の拠点は、機能に応じて、全区レベルと地域レベルの2層の拠点を確保する必要があります。
- 2 全区的な拠点 (活動サポートセンター) の管理運営は、公設民営とし、計画 段階から市民との協働を推進していくことが望まれます。

センターの管理運営を行う組織は、行政や企業、学術研究機関との橋渡しもできる中間的な市民活動団体(中間支援組織)として、様々な面からサポートを行うことが望まれます。区は、市民活動の自主性、主体性を損なわないよう促進に際し、間接支援を原則とすることが必要です。

また、地域レベルでの拠点における市民活動のサポートを行うことが必要です。

3 地域レベルの拠点については、利用者の立場を尊重した既存施設の更なる活 用を図ることが急務です。地域の事情に応じた管理方式が望まれます。

1 区内の集会施設の現状と課題

- (1)区内には、ふれあい館(20)、文化センター(3)、女性センター等の施設があります。文化センターでは、社会教育関係団体として登録されれば、施設の使用料が5割減額されます。女性センターでも男女共同参画推進を目的とする団体として登録されれば同様に減額が受けられます。
- (2) ふれあい館については、平成8年度に1館、13年度に2館、14年度に3館の合計 6館が住民により自主管理され、その管理方法は拡大の方向にあります。
- (3) 利便性の高いところは、希望の日時・部屋を確保することが難しい状態にあります。
- (4) 平成13年4月に出張所の再編が行われ、地域コミュニティの拠点として19の地

域振興室が設置されました。10 月からは、再編に伴い生じたスペースを活動コーナーとしてインターネットに接続したパソコン、印刷機などを設置し、登録団体の利用に供しています。

(5) 区民活動団体実態調査では、活動に使用する施設として「会館、区民センターなどの区の施設」を70%以上の団体があげるとともに「学校の開放施設、グラウンド、講演等の施設」も4分の1の団体があげるなど区の施設への依存度の高さが現れています。

また、活動する上で困っていること(複数回答)の4番目(12.9 %)に「会合等の場所の確保が難しい」が、6番目(9.4%)に「活動発表の場所、機会がない」があげられています。さらに、自由意見では、文化センターの有料化に伴い、無料に戻して欲しい、安くしてほしいなど「使用料」に関するもの、「申込方法」に関するもの、「施設の充実、増設」に関するものが見受けられます。

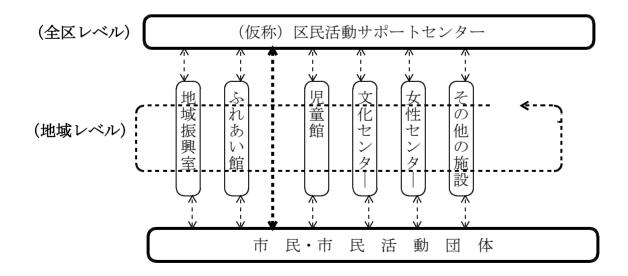
2 検討結果

(1) 2層の拠点

市民活動の拠点の確保については、場に備える機能から次の2つのレベルの拠点を整備する必要があります。

第一は、情報の共有化、分野を超えた団体間のネットワーク、専門的な相談、助言研修等を行うための北区の全区レベルの拠点です。本委員会の検討を踏まえ、北区中期計画(14年度~16年度)では、(仮称)区民活動サポートセンター(以下、「サポートセンター」といいます。)の整備(14年度検討、15年度整備)が計画事業とされています。

第二は、日常の打合せや作業を中心に地域やコミュニティに根ざした活動の促進を 図るための地域レベルの拠点です。



(2) 全区レベルの拠点

現在、広域的で様々な分野で活動する、公益性を持つ社会的活動が拠点とできるような施設はありません。全区レベルの拠点を確保することが市民活動の促進に有効であるとの認識に立ち、サポートセンターの基本的な考え方と具体的な内容について次のとおりまとめました。

サポートセンターは、アクセスしやすいよう主要な駅から近く、付近に駐車場・駐輪場があるなどの利便性のある場所に整備されることが望まれます。

① 目的

市民主体のまちづくりを促進するためのネットワークの拠点及び活動展開に必要な情報を提供する施設とし、現状への対応ばかりでなく、将来に向けて新しい市民活動の動きをつくりだすことを重視して、設置・運営する必要があります。

- ② 基本的な考え方
 - A 市民活動の情報拠点として、活動の促進を図ります。
 - B 市民活動団体の自立化を促進します。 市民活動の自発性、自立性を尊重し、情報の提供、マネジメントのノウハウを 提供することなど、自立するまでは積極的に支援し、その後は、各団体の独自の 活動展開を促進します。
 - C 総合的な市民活動促進の機能を備えます。

単なる「場と機材の提供」、「学習・研修機会の提供」等にとどまるのではなく、 コーディネート機能、コンサルティング機能、インキュベーター機能(孵化:将 来に向けての新しい動きを創り出す)などを充実することが必要です。

D 北区の地域性を反映させます。

各地の既存のサポートセンターの良い点を取り入れながら、北区の地域性を反映し、北区の将来像を描くことができるような性格を持ち、王子から地下鉄で30分以内のところにある東京ボランティア・市民活動センターとの連携を図ることが望まれます。

③ 望まれる具体的な機能

サポートセンターには、以下のような役割・機能(事業)が必要ですが、開設の 初期段階においては、全ての機能を担うことは難しいと思われます。

そこで、スタート時は最低どこまであるべきかについて、ある程度、役割、機能 を絞って考える必要があります。

A 場と機材の提供

オープンスペースや区切られた会議室と印刷機、ロッカーなどの必要な器具や 備品を備えます。

B 情報の収集と提供・発信

市民活動に関する情報誌の発行、市民活動団体のデータベース化、シンポジウムやフォーラム等の開催、市民活動の啓発と広く社会に訴えるPR活動、全区的に活動を広く伝えるメールマガジンの編集・発信等を行うことが望まれます。

C 学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供 市民活動団体のIT化を進めるための団体対象のパソコン研修、市民活動に関 する研修、財務管理に関する研修等の実施が必要です。

D 相談対応

市民活動についての相談・助言等に対応できる体制を整えます。

E 人材の紹介、派遣、交流

人材のデータベース化、市民活動団体への人材の紹介・派遣・交流に関する事業、市民活動団体が持っているノウハウの相互交換等を行います。

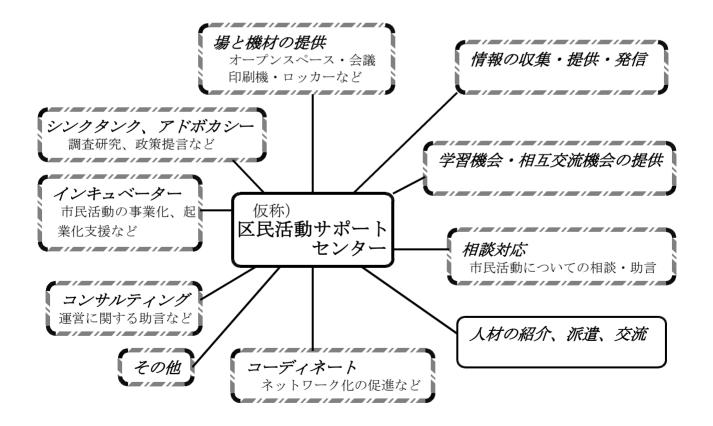
F コーディネート機能

他の様々な支援組織との連携、公共サービスの受託に関するコーディネート機能、行政・議会・企業・市民等とのパイプ役となるコーディネート機能、市民活動のネットワーク化の促進等を図ります。

G コンサルティング機能

様々な市民活動団体の自立的な活動・運営に関する助言・コンサルティング、 財務・税務・法務に関する助言、指導等のコンサルティングを行います。

- H インキュベーター機能 (孵化:将来に向けての新しい動きを創り出す) 市民活動の事業化、活性化及び市民活動団体による新規事業の起業化を支援します。
- I シンクタンク、アドボカシー(政策提言)機能 調査研究や行政との協働によるまちづくりに関する政策提言等を行います。
- J その他の機能 その時々の様々な課題に鋭敏に対応します。



④ 運営

サポートセンターの運営については、区が直接行うのか (公設公営)、区が市民活動団体 (NPO等)に委託して行うのか (公設民営)等選択肢があります。

民営とすることにより、一層、市民のニーズにあった利用しやすい施設になり、 運営を担う団体が、市民活動を促進する市民活動団体 (以下「中間支援組織」と いいます。)として、民間相互支援を促進する環境が作られることが期待できます。 北区には、公設市民運営の例として全国の自治体から注目されている「富士見橋エ コー広場館」があるので、これを参考に公設民営型とすることが望まれます。

- ⑤ サポートセンターを拠点とした中間支援組織による支援
 - A 行政が市民活動を支援する場合には、直接的な支援と間接的な支援が考えられます。直接支援を行うと行政の意思が強く反映することになり、必ずしも行政の意向や方針に沿った考え方ばかりでない、市民の自由で多様な考えに基づく活動を支援しにくくなることが懸念されます。

従って、市民活動の自主性や独自性を尊重した支援をしてゆくためには、行政から独立した意志決定システムの確立している民間の中間支援組織が市民活動支援を行うことが望まれます。

行政には、この中間支援組織が継続的に十分な活動を行うことができるように 環境整備をする間接支援の役割が望まれます。

- B サポートセンターの管理運営を行う組織には、行政や企業、学術研究機関など 異なるセクターや分野にまたがった橋渡しができる、「仲介能力」が求められま す。
- C NPO法人などの市民活動団体において、中間支援組織として分野を問わず広 く市民活動を促進する団体は、現在のところ北区内には見当たりません。
- D サポートセンターに求められる機能のうち、相談、情報提供、コンサルティン グなどは北区社会福祉協議会の運営する「ボランティア・市民活動センターきた」 が分野を問わず市民活動の支援事業を行っていますが、夜間や休日の対応、拠点 の面積、バリアフリー等の環境等、社会福祉協議会の一組織であることなどの課 題を抱えています。サポートセンターの開設にあたっては、事業が重複する「ボ ランティア・市民活動センターきた」との調整が望まれます。

⑥ 今後のスケジュール

北区中期計画では、サポートセンターの整備(14年度検討、15年度設置)を計画事業としています。そこで、サポートセンターの運営方法、機能などの詳細は、本報告を基本として速やかに検討を進めていく必要があります。その際、民営を円滑に進めるため、当初から市民活動を行っている者または行おうとしている者の自由参加方式(希望者全員)による検討が望まれます。

こらむ B 『ハードは行政、活動は民間』 ~ 富士見橋エコー広場館 ~

特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構 理事長 竹 腰 里 子

管理・運営すべて住民

IR田端駅から数分のところに、瀟洒 (ショウシャ)な「富士見橋エコー広場館」がある。

屋根には風車が回り、太陽光発電、ソーラー給湯、雨水やメトロ煉瓦利用等々、自然の恵みが生かされている。ここは、北区が建設した住民のリサイクル活動拠点。その管理事業運営は、全て住民の自主組織「北区リサイクラー活動機構」(平成 13 年にNPO法人)に委託されているという、とてもユニークな施設である。

エコー広場はだれもが、いつでも、気軽に参加し、交流し、新しい視点で暮らしを再構築していくエコーライフステージとして、リサイクルに関するすべての活動に開かれた空間である。"ハードは行政、活動は民間"その核にあるのは、リサイクルをキーワードとしたコミュニティの創造である。

住民も煩わしさを共有

平成3年、ごみ問題やリサイクルのように生活そのものの施策は、住民主導による計画づくりが必要という北区リサイクル課長の発案で、一般公募による「北区リサイクラー会議」が発足した。34人による第一次リサイクラー会議では、住民、業者、企業、行政が共にひとつのテーブルについて、リサイクルの計画づくりを進めていった。それぞれの立場の違いはあるが、地球環境問題への危機感や自分たちの生活そのものが地球へ負荷を与えているとの共通認識に立ってお互いの役割を確認していった。

行政の役割は、必要な施設ないし資金的援助を行い、情報提供、組織づくりを援助すると位置づけた。住民は、すべてを行政まかせではなく、自分たちも煩わしさを共有していこう、面倒なことも担っていこうということになった。現在、北区のビン・缶の回収は、区民がコンテナを保管、出し入れを担当しているが、これは、このリサイクラー会議の提案によるものである。

リサイクラーネットワーク(北区リサイクラー活動機構の発足)

平成4年 10 月、第一次リサイクラー会議が終了したが、(リサイクラー会議は1年任期で再任なし、現在第 11 次)住民主体で策定した「エコーライフ宣言」を実践し推進しなければ本当の住民参加にならないという思いがあり、一次のメンバーが母体となり、自主組織「北区リサイクラー活動機構」を結成した。個人・団体・企業から会費を持ち寄り、会員140名で発足、北区内のリサイクルに関係する人達のゆるやかなネットワークである。

地球環境問題で今求められているのは、私たちの生活様式の見直しであり、まず自分たちの身近な生活圏で出来ることから、一人ひとりが行動を起こしていくことである。そのために、住民が多様な行動を起こす活動拠点が欲しい、というリサイクラー会議の提案が実って「富士見橋エコー広場館」が建設されることになり、管理・事業運営を活動機構に委託ということになったのである。

活動機構のメンバーは建設段階から携わり、地元説明会にも率先して参加し説明や説得などし、また、活動内容や担い手づくりなど、およそ1年間、行政の方々と共に開設準備に力を尽くした。 行動を共にすることにより、住民と行政の連携、協力、信頼関係が深まったと思っている。

確実に育つ「自治の芽」

エコー広場館には、日々さまざまな人が集う。老若男女が知恵を出し合い、新たな出会いがある。 それはリサイクルを切り口にした生き甲斐づくりや生涯学習の場であり、福祉や教育の場でもある コミュニティ広場・・・・。 ここにきて新しい生き方を見つけた人達、才能や素質の華が開いた人達の自己実現の場でもある。

住民と行政の協働で成り立っているリサイクルへの取り組み、活動拠点ができたことでエコーのように広がっていくリサイクルの輪・・・。市民活動に光があたり、生きいきと行動する人々を目のあたりにし、住民が自立し、自治の芽が確実に育っていることを実感する昨今である。

(3)地域レベルの拠点

- ① どんな施設が必要か、管理をどうするかは、地域の実情、地域が持っている様々な施設の状況などの特性をみて、地域の中で議論する必要があります。地域の人たちがかかわりながら、ものごとを考えていける仕組み、オープンに話し合いができる体制づくりが急務です。
- ② 既存施設の更なる活用を図ることが必要です。そのためには、簡単にだれでも気軽に利用できるよう申込方法を簡易にしたり、利用時間帯の設定(夜間、休日の利用、1時間単位の利用など)を利用者の要望にあわせた柔軟な利用システムの検討が望まれます。また、分野別で運営されてきた施設を共通して使えるようにすることも必要です。
- ③ 当面は、集会室のデータベース化を行い、住民が施設の規模、予算、場所別に情報を得られるようにし、将来的にはインターネットを活用し、予約も行えるよう目指すことが望まれます。

地域振興室の活動コーナーなど市民活動促進のための資源について、住民に充分な周知がされておらず、PRを積極的に行うことが必要です。

地域振興室の役割と機能を整理して、運営を含めて住民が積極的に活用できるような体制が必要です。また、地域振興室に入りにくいとの意見もあるので、当面、情報の拠点として活動情報の提供を通じて交流を図ることも有効と考えます。

- ④ 活動に役立つ備品等については、効率的な配送システムを構築し、施設間で調整できるよう検討する必要があります。
- ⑤ 登録制度の導入などにより、市民活動団体が施設をより有効かつ自由に使用できるよう検討する必要があります。

第2節 情報の共有

提言

- 1 市民活動に関する総合的な情報システムをつくり、必要とするものが容易に 入手できる仕組みをつくることが必要です。
- 2 I Tを市民活動の促進に活用できるようにハード(パソコン、CATV等を利用できる環境づくり)、ソフト (インターネット、CATV等を利用しての知識・技術の修得の機会づくり)の整備が必要です。
- 3 センターの管理運営を行う中間支援組織と区が連携し、促進の体制づくり、 団体の情報公開のルールづくりを行うことが必要です。

1 現状と課題

- (1) 区の情報提供の媒体としては、北区ニュース毎月20日号に区民の伝言板コーナーがありますが、紙面が限られており、市民活動団体が情報を提供することが困難な状態です。同時に市民が情報を得ることが難しく、時として同種の行事が重複することもあります。
- (2) 区民活動団体実態調査では、活動する上で困っていること(複数回答)の7番目 (7.8 %)に「助成金等の制度情報が得にくい」が、9番目(4.1%)に「他団体等 の情報が得にくい」があげられています。

パソコンの利用状況では、NPO法人以外の団体の半数以上が利用していないと回答しています。利用していない団体に理由を尋ねたところ(複数回答)、必要がない(40.9%)、会員が個人的に利用している(21.5%)、分かる者がいない(12.1%)、金銭的理由(10.5%)、利用を検討(10.0%)という結果です。

また、自由意見では、北区ニュースに関し「もっと掲載して欲しい」という意見が多くみられました。その他では、「ボランティア等の情報が欲しい」「NPOの情報の充実」「必要なときに情報が入手できる仕組みが欲しい」というものがあります。

2 検討結果

- (1) 市民活動に関する情報を公開、共有し、閲覧を容易にすることにより、市民が市 民活動に参加または市民活動により提供されるサービスを利用しやすくなり、より 多くの賛同者、ボランティアといった区民の支援を得ていくことが可能になります。 また、行政との協働、団体間のネットワークを形成していく基礎にもなります。
- (2) I Tの日常生活への急速な浸透を考慮すれば、北区ニュース等の紙媒体による情報発信提供を維持しつつ、インターネット、ケーブルT V などの新しい媒体による情報発信に取り組んでいくことが急務です。
- (3) 中間支援組織と区が連携し、促進の体制づくりと団体の情報公開のルールづくりを行うことが必要です。

第3節 担い手づくり

提 言

- 1 市民活動における担い手づくりは、市民が主体的に行うことが基本ですが、地域づくりを目的とした協働の観点から行政が関わる必要もあります。ただし、市民活動の自立性を確保していくため、行政はできる限り間接的に関わることが望まれます。
- 2 市民活動の一般的なすそ野の拡大のための活動については、行政が積極的に行うことが望まれます。

1 現状と課題

区民活動団体実態調査では、活動する上で困っていることとして(複数回答)、「若い人達の参加が少ない」(40.6%)が第1位、そして第2位には、「メンバーが固定していて、特定の個人に責任や作業が集中すること」(25.1%)があげられ、メンバーを確保することの難しさが顕著となっています。これらは、町会・自治会や老人クラブで特に多く、町会・自治会では、「若い人達の参加が少ないこと」が73.6%と特に多くなっています。

会員の年齢層をみると、概ね60歳以上の年齢層が主体の団体が多く、人権・平和・ 国際協力・男女共同参画やNPO法人で $40\sim50$ 代がやや多くみられるに留まっています。

2 検討結果

(1) 市民活動における担い手づくりは、市民が主体的に行うことが基本ですが、地域づくりを目的とした協働の観点から行政が関わる必要性もあります。協働事業の初期段階における住民の中から担い手を得るための環境づくりは大切です(前述「こらむB」参照。「リサイクラー会議」をきっかけに交流・連携が生まれ、リサイクラー活動機構につながりました。)

ただし、市民活動の自立性を確保するため、行政が関わる場合にも、できる限り市 民活動団体や中間支援組織に委ねるなど間接的な方法をとり、行政が直接行うことを 少なくすることが望まれます。

- (2) 担い手づくりの内容としては以下のものが考えられます。
 - ① 行政が積極的に行うことが必要なもの ア ボランティア等のすそ野の拡大を目的とした市民活動の促進
 - ② 中間支援組織による間接的なもの

POの立ち上げや法人申請、運営についてのノウハウなどについての研修、

講座の開設

- イ 各団体が行う研修、講座などの情報提供
- ウ ネットワーク化による相互の人材活用の可能な環境づくり
- エ NPOの会員・ボランティア・職員募集などの周知による新たな人材確保に 向けた支援

第4節 資金の確保

提言

- 1 市民活動団体の資金の確保については、団体の自立性を尊重しつつ事業内容に 応じて多元的な対応を検討する必要があります。社会全体が合意できるものとす るため、公平性・公正性に則った明確なルールづくりが必要です。
- 2 補助金については、期間を限定したサンセット方式を取り入れるなどの方法により既得権益化することを避けることが望まれます。
- 3 現在、区が担っている事業の内、市民活動団体に委ねることが望ましい領域に ついては、事業委託を推進する必要があります。

区と市民活動団体とで協働のルールづくりを行うことが必要です。

1 現状と課題

区民活動団体実態調査によると、団体の収入総額については約6割の団体が年間で、50万円未満です。NPO法人については、半数以上が1000万円を超えています。収入の内訳は自主財源が60%を占めています。活動の課題(複数回答)3位に「活動資金が不足している」(16.3%)があがっています。自由意見では、「補助金のカットがいたい」「会場の提供をして欲しい」「研修会講師謝礼の助成」「寄付金の控除等の優遇」「お金がないからできないではなく、あるお金でやっていくことが大事」などがありました。

2 検討結果

市民活動団体の資金の確保については、団体の自立性を尊重しつつ、直接的な資金の援助を含め、以下の多元的な対応を検討する必要があります。

第一は、会費等の収入の確保に向けた支援です。そのためには、活動に対する社会的認知を高め、多くの住民や企業が参加、支援しやすくなる環境づくりが必要です。また、多くの住民が自らが共感する活動に対し、寄付をしやすい制度の検討も必要です。この場合は、制度を維持していくための経費が寄付によって得られる効果に比べてバランスを欠かないよう注意を要するとともに、寄付する側も責任を持った寄付をできるような仕組みにすることが望まれます。

第二は、事業収入の拡大への支援です。そのためには、提供するサービスをより多くの人々に知らせるための広報・メディアづくりや団体のメンバーの能力向上に向けた研修が効果的です。中間支援組織と連携しながら取り組むことが望ましいと考えます。

第三は、区から市民活動団体への事業委託の促進です。委託の長所としては、①団体の活動の支援となるとともに、住民サービスの向上にもつながり、活動の活発化に寄与すること。②行政との協働という面からも相互理解が進み、連携・協力の関係を通じて、よりよい社会サービスを提供できることがあります。一方、団体を行政の下請化してしまう懸念がありますので、行政と市民活動団体による協働のルールづくりが必要です。

現在、区が担っている事業の内、市民活動団体に委ねることが望ましい領域については、事業委託を推進する必要があります。興味を持った人々が、地域の中で活動する場を、あるいは組織をつくって、受託できるように区は積極的に市民活動団体への委託事業を拡大していくことを早急に検討する必要があります。

また、協働分野の仕事を行っているとの発想のもと、NPO法人などの市民活動団体が事業を受託することにより、活動資金を確保できるよう委託化を進めていくことが望まれます。市民活動の特徴を充分生かすためには、NPOへの委託を進めるためのパイロット委託事業を検討したり、金銭以外の要素が加味できる競争方式、総合評価方式といったものの導入の検討が望まれます。

第四は、場の提供や技術的援助による経費の節約に向けた仕組みづくりです。市民活動団体がより区の施設を利用しやすくすることやIT技術の習得の機会の提供などにより活動経費を節約できるようなしくみの検討が望まれます。

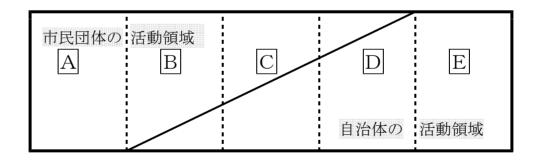
第五は、補助金、助成金などの直接的な資金の確保です。区が設置する補助金については、期間を限定したサンセット方式等を取り入れることにより既得権益化することを避けることが望ましいと考えます。

また、新たな活動の立ち上げ資金の援助は効果的です。

中間支援組織によるさまざまな助成金に対する情報、申請方法のノウハウの提供などの資金確保のためのサポートシステムも、効果的です。

こらむ C

「地域の社会サービスの供給における市民団体と自治体の役割分担の諸領域 (日本NPOセンター 山岡義典氏)



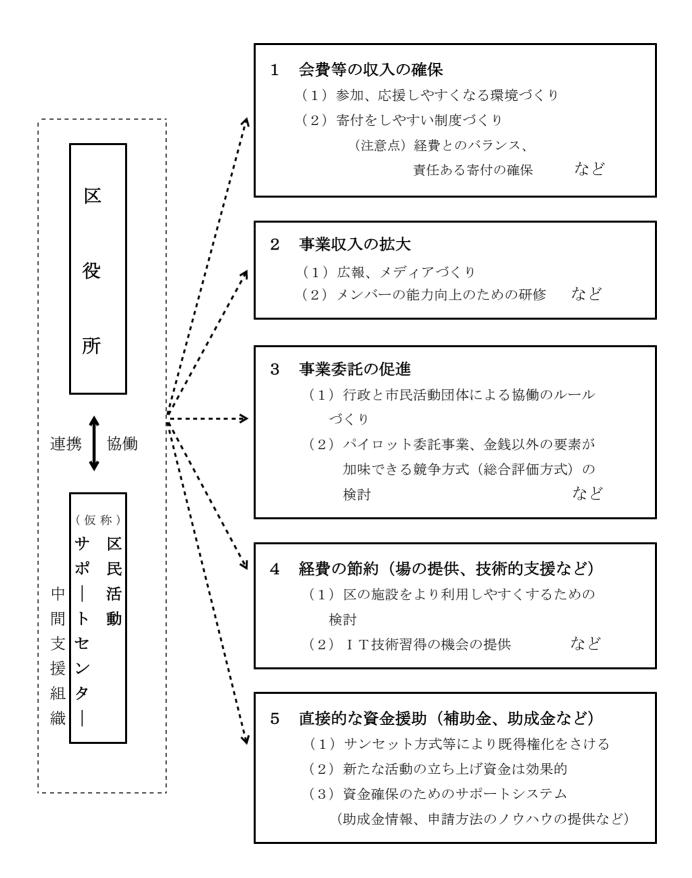
A : 市民団体が行政とは無関係に活動を行う領域

B~D: 行政と市民団体とが、それぞれの役割に応じて協働する

領域。Aに近いほど市民が主体であり、Eに近いほど

行政が主体の領域。

E: 行政が責任を持って対処すべき領域。



第5節 市民活動促進委員会

提言

本委員会の提言に基づいて北区が定める市民活動促進指針の円滑かつ適正な執行を図るとともに、新たな課題に対し迅速、的確な対応を担保するため、(仮称) 市民活動促進委員会を設置することが必要です。

1 検討経過

- (1) 本委員会の提言に基づく指針の運用、実践を担保するための第三者機関として、 (仮称) 市民活動促進委員会を設置する必要があります。 (仮称) 市民活動促進委員会には、変革し続ける市民活動に対して、区が適切に対応するよう提言を行うことが望まれます。
- (2)(仮称)市民活動促進委員会の性格は、区との検討を行う機関とし、将来、条例 化する場合は、再度検討する必要があります。
- (3) (仮称) 市民活動促進委員会の具体的役割は以下のものと考えます。
 - ① 指針の効果的運用への監視、指導・提言
 - ② 既存制度の点検・見直しなどの検討・助言
 - ③ 新たな制度構築の検討
 - ④ 制度の審査
 - ⑤ その他市民活動の促進に関し必要な事項
- (4)(仮称)市民活動促進委員会の構成については、以下のとおりとし、区には委員会の運営及び検討等が円滑に行われるよう積極的に協力することが望まれます。
 - ① 各種市民活動団体の推薦を受けた者
 - ② 公募の市民(北区内で市民活動を行っている、または行おうとする者)
 - ③ (仮称) 区民活動サポートセンターを運営する団体の代表者または準じる者
 - ④ 学識経験者

第6節 区の促進体制

提 言

- 1 区が実施している市民活動支援事業を一元的に把握し、組織の効果的連携を図ることが必要です。そのためには、行政の総合窓口の設置が望まれます。
 - また、各課に配属されている職員の中から最低一人、市民活動担当の職員をおくことが市民活動の促進に効果的と考えます。市民活動担当の職員には、総合窓口及び他課との連携を図りつつ、市民活動の促進及び市民活動団体との協働を推進していくことが望まれます。
- 2 市民活動に関する職員の意識改革を早急に行うことが必要です。そのため、中間支援組織との協働により研修プログラムを開発することも効果的と考えます。

1 現状と課題

- (1) 市民活動の各分野ごとのいわゆる縦割りの体制となっています。市民活動一般を 扱う部署はありません。
- (2) 区民活動団体実態調査の自由意見では、「縦割り行政の改善を求める」「区の施設を借りるとき貸してやっているとの態度でお役所仕事が目立つ」「活動に理解を示し、積極的に支援して欲しい」「総合的な窓口を設置して区民の要望を受け止めて欲しい」などの意見があります。
- (3) 市民活動は、住民のいろいろなニーズに着目してサービスを提供しています。住民の生活には、環境の問題があると同時に、福祉の問題があったり教育の問題があったりすることが多数あります。市民活動と協働しながら、横のニーズをつなげ効果的に解決していくためには、縦割りの壁をどうこえるかが課題となります。

2 検討結果

(1) 市民活動促進に関する行政の総合窓口と推進員の設置

区が実施している市民活動支援事業を一元的に把握し、組織の効果的連携を図り、 市民活動を促進していくため、行政の総合窓口を設置することが望まれます。

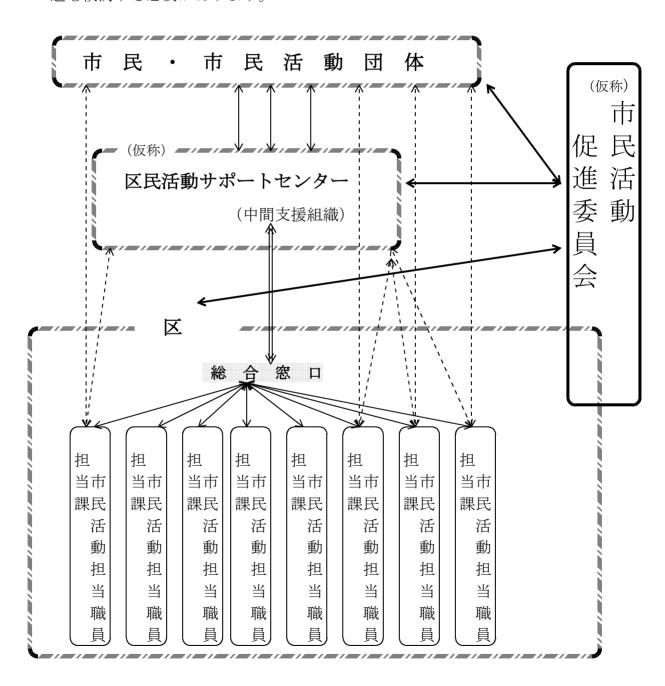
総合窓口は、中間支援組織と連携して、各課や関係機関との連携のとれた支援を推進することが必要です。そのため、各課内の職員のうち最低一人を市民活動推進員とし、重点的に研修を実施することにより、市民活動、協働への理解を深めることが効果的と考えます。推進員には、自課の事業を把握し、総合窓口及び他課との連携を図りつつ、市民活動の促進及び市民活動団体との協働を推進していくことが望まれます。また、課ひいては区役所の職員全員の意識の向上に向けての役割を果たすことも期待します。庁内に協議機関を設置し、例えば職員向け市民活動促進マニュアルの作成等を通じて、ノウハウの共有化を図るなどして、区の一貫した促進体制を築く必要があります。

さらに、総合窓口には、中間支援組織と連携して、国、都、社会福祉協議会及び企業等が行う市民活動支援メニューを有効に活用するため、各種施策を把握し、広く市民活動団体に紹介することが期待されます。各種支援メニューのガイドブック作成・配布やインターネットによる情報提供などは効果的です。

(2) 職員の意識改革

市民活動、NPOに対する理解、意識啓発のための研修プログラムを中間支援組織と連携して開発することが効果的です。

市民活動への理解を深めるため、市民活動団体との共同研修、期間を限定した派遣も検討する必要があります。



わたしたち委員の思い②

以下は、委員個々の各支援策についての思いの紹介です。

(活動拠点)

☆ 全区レベルの拠点について:小さな趣味のサークルから出発しても、活動するうちに何かのきっかけで公益性をもってくることもある。私の経験では、単なる趣味のサークルが他の団体と交流することでボランティア団体としても活動を始めようという意識をもつようになった。サポートセンターは、団体と団体が出会う場として、活動の発展を促進する役目も担うものだと思う

- ★ 全区レベルの拠点について:私は4年近く前に、北区の無料一日講習会に参加し、ホームページ言語であるhtmlについて学ぶことができた。自分が関っていた団体の広報活動の一環として、また、団体の活動を公開することで社会性をもつことができるなど、ホームページを開くことが是非とも必要だと考えていた矢先のことで、受講直後に二つの団体のホームページを開いて現在に至っている。その経験から、市民活動団体向けの学習機会の無料或いは安価な提供は、サポートセンターに期待する大きな役割の一つだ。
- ☆ 地域レベルの拠点について:従来は、歴史的に古い幾つかの団体のみが特別な優遇を受けていたようだが、「市民活動促進」のために、今後は、歴史の浅い、小さい団体にも区別なく便宜をはかるサービスが必要だと思う。地域住民の市民活動の芽を応援するような「好意的な待遇」が望まれる。

また、「この地域に住むメンバーの割合」や「地域に貢献する団体」というような従来の枠ではなく、この地域の住民を含む広い範囲での市民活動をも認知する必要があると思う。自分自身の経験から言っても、長く活動を続けていると、転勤等で会員が他地域に移っていき、活動地域の範囲が広がってくるものだ。

- ☆ サポートセンターとしては、エレベータなどのバリヤーフリーへの配慮と潤沢な打合せスペースが必要です。また利用時間は24時間年中無休に近い方が理想です。情報の収集・共有・発信および相談は、特に大切な機能です。運営は中間支援組織が行う方が良いと思います。また、防災センター・飛鳥山博物館等の特定分野施設も、活動拠点として大切です。
- ☆ 市民活動の拠点も、コミュニティビジネスの拠点も、「北とぴあ」の中の同じフロアにあり 互いに地域のためにコラボレーション(協働) できると良い。
- ☆ ユビキタスなど、新しい言葉、考え方も出てきています。活動をする人、したい人が、必ずしも平日の昼間にそこにいけるとは限らないのが都市生活者、労働者です。機能性、快適性というものは、その活動を活発にするときに欠かせない要素です。どういう人に使って欲しいのか、利用者を想定しないハード、はこものではなく、働くお父さんが地域にコミットするなど、潜在的ニーズの掘り起こしをする、市民活動の裾野を広げていく拠点のあり方を是非検討して頂ければと思います。

※ユビキタス(Ubiquitous)とは遍在するという意味のラテン語です。昨今話題になってい

る情報家電をはじめ、自動改札、自動販売機、自動ドアに監視カメラ、ありとあらゆる機器がネットワークに接続し連動する。このような「どこでもネットワーク」のことをユビスキタスネットワークと呼びます。

- ☆ だれでも来易い場所にあり、情報と人が揃ってる、図書館で言うと中央図書館のようなも の、 シンボル的なものがいい。たとえば「北とぴあ」にあればいいなと思う。
- ☆ 拠点があると活動が大きく拡がり、地域に根付いている。活動拠点の運営については慎重に協議する必要がある。区民が担うのがベストであることはいうまでもないが・・・・。
- ☆ 解放された地域振興室をNPOの元祖?である町会地区委員会がいつも自由に出入りし、 時間があったら行きたくなるような、夢のある空間が演出できればいい。そこに行けば、い ろんな情報が得られる施設(設備)が備えられればもっといい。そこには、区などの職員が いなくても利用できる方法も。

(中間支援組織)

- ☆ 現時点において中間支援組織のノウハウを有している機関としては、「ボランティア・市民活動センターきた」が考えられます。従ってここを核として進めるのが、現実的かつ早道と思われます。
- ☆ NPOやボランティアグループをネットワークする組織を民間主導により立ちあげるが、行 政経験者を常駐の事務局長として専任することが望まれる。
- ☆ 市民が誰であれ、そのバックグラウンドとは関係なく、参画できるための組織のあり方、コーディネート力、公平透明性を確保することを強く望みます。そのためには、この組織は非常にスリムである必要があり、また、地域ネットワークの共同体的な外部の監視組織等の設置も検討されるべきでしょう。役割のシンプルさも必要です。あくまで「支援」する組織であること、それ自体が「主体」となる委託事業等の禁止も必要です。委託事業等については、「間接的に」受託し、それを地域の雇用を生み出すために、地域のNPO等に委託していくなどのあり方を検討頂きたい。地域にみんなが気軽に参加し、手をあげるそういう地域の活性化を応援するものであり、それ自体が権力化するような中間支援組織が受け皿となり、恣意的に歪められないよう監視をしていく機関を設けていく必要があります。
- ☆ イメージとしては、商店で言えば、商工会議所、商店街組合的なものかなと思う。活動の資金、法律、勉強などの相談したり、交流を世話してくれる組織は必要だと思う。

(情報の共有)

- ☆ 必要な人が必要な情報を、容易に得られるような仕組づくりが必要です。そのためデータベースの構築や、ケーブルテレビ・ミニFM等、多元的なメディアの活用が必要です。また施設利用料金の減免等、何らかの補助を受けている組織は、説明責任の観点からも、積極的な情報公開が求められると思います。情報活用能力を高めるため、ITの学習も大切と思います。
- ☆ インターネットの活用により情報の共有を官民協力して進めることが必要であるが、各団体 の情報発信を各種のメディアを駆使して進めることでも共有は図れる。
- ☆ 情報発信の場を提供する、集約すること、その通路・道路づくりと情報整理の役割と、各自**》**

が発信することの部分を運用とコストの両面で考えていく必要があると思います。仕組みをつくること(イニシャルコスト)と、発信する作業の手間(ランニングコスト)は別です。発信した情報ソースの信頼性をどこまでチェックできるかというと、それは実際問題として非常に難しいものがあります。

まず、発信者の登録、チェックをすること、発信行為に問題にある場合は、情報ソースの削除、登録の取消し等一定の地域・コミュニティのルールを地域・コミュニティが共有し、監視できる信頼感を作っていくことが必要でしょう。私たちは皆自立、自己責任の時代になったことをもっと地域社会でも意識すべきであり、だからこそ、こういうコミュニティを創り、信頼性を創りあげていくことが大切でしょう。常にハードに目がいきますが、ハードにしても、企画提案を広く募集し、入札等公平な競争の担保もされるべきでしょう。また、委託の場合、その内容についてのチェックもされるべきでしょう。

- ☆ インターネットは確かに、コネと情報がない我々にはありがたいものである。しかしそれは 両刃の剣でもある。データベースは電子データにしても、それを管理する組織(拠点)や人が 一元化されていればいいと思う。どこに行けば、誰に聞けばすべてわかるというほうが安心で きる。
- ☆ 情報を区民に的確に伝えることは行政の大切な役割である。区民も情報を自ら得ようとする 姿勢が必要である。
- ☆ 情報の一本化(共有)は当たり前のことで、今、バラバラになっているものを一本化するには、例えば、今企画の段階である中央図書館の中にそのスペースを確保し、ただの箱でなく雰囲気のある空間を作って、だれでもが気軽に行ける場所にする。

(担い手づくり)

- ☆ 企画力・提案力・組織の運営ノウハウ等、組織を円滑に継続または立ち上げるための学習の場を、提供する必要があると思います。
- ☆ 市民の自由意思により社会活動に関われる機会を増やしていく。若手はもちろん、高齢者や 女性が個々の力量を発揮できることが肝心。
- ☆ 担い手というものは、どこから生まれてくるのでしょうか。自然に救世主を待っている手もありますが、確率は低いでしょう。担い手は育てていく。そういう仕掛けが必要です。将来の人材づくり、子どもたちのコミットする入口づくりと同時に、コミュニティへのコミットのドアを閉ざされている企業人、地域の様々な人たちの掘り起こしも必要です。高齢社会は逃げ場のない現実であり、2006年から人口の減少がはじまる、労働人口が減る現実、その中で、全ての人が自分自身の社会的役割を考えるときが来ています。10年後を明るくしたいなら、モラトリアムはもうやめにすることです。でも、そのはじまりは、リハビリのために仕掛けや呼びかけが絶対に必要であり、企画や参加の仕組み、トレーニング等が必要なのです。
- ☆ いろいろ場面で、いつも感じることは、若い人の育成がないということです。地域の住民の中には、特異な能力や技術を持った方がたくさんいらっしゃると思います。そういった方を見つけ出して、北区のいろいろなイベントの際に若者達に伝授するというのはどうでしょうか。いろいろな分野での担い手を育てていくといくことは、地道な努力がいると思います。
- ☆ 少しは興味を持っている人はたくさんいると思う。まずはきっかけをいかに作るか。

NPO 主催の大小いろんなイベント、またはイベント的な活動を区の人とみんなに見える形で行えないかなと思う。まず隗よりはじめよ・・というようにありきたりの言葉ではあるが、

子供、親、近所の人、友人にやっていることを話すことからかなと思う。

- ☆ "活動は人がつくる"・・・担い手づくりには特に力をいれなければならない。
- ☆ 区民まつり、地域の祭り、地区委員会等での活動(子供会、キャンプファイヤー)の中で、中学生を積極的に参加させ、企画・立案までを実行させて、いわゆる、ボランティアの種を育てる。その下地があってこそ、大人になって、自然とボランティアの輪の中に入れる。
- ☆ 北区の中には、いい活動をしている幾つかのボランティアグループがあります。

グループの活動が活発になれば人は集まります。小さなグループにも情報、場所等の提供を して応援していただきたい。又区の職員さん一人一人が積極的にボランティアに参加して市民 の皆さんの考え思いを知ってほしい。それがこれからの新しい北区につながって行くのではな いでしょうか。

- ☆ 区の主催する無料講習会が市民活動への参加の第一歩だったという方は多いと思う。興味がある分野で知識を深め、視野を広げていく「きっかけ」として行政が講習会や講演会を開くのは大変有意義。
- ☆ 長い間、地域や自治体、町会などに携わる活動をしてみて、いつも強く感じることは、若い 人が育たないということです。なぜなら、交代がないからです。青少年活動なら若いリーダー が必要です。適材適所、柔軟に対応すべきではないでしょうか。

(資金の確保)

- ☆ 資金については未だ明確な考えを持っておりません。ただし、財政的支援を行った団体に は、税制の優遇措置は必要と思います。
- ☆ 寄付集めも大切な資金源であるが、事業を通じて収入を得ることで組織の運営資金を捻出することが望まれる。区は市民活動グループに対し可能な限り事業の委託を。
- ☆ 資金というものは、つまり「価値の交換」を意味しています。「お金」はそれ自体意味や価値はないのです。つまり、交換の保証、それが通貨です。その「資金」の使途、要求が何であるのか。それは地域で、通貨を通して提供されるのではなくても、人材や場所、物、ノウハウでもいいのです。相互扶助、補完、そういうことも同時に考えていく必要があります。資金がない、援助してください。なんて、イージーなんでしょうか。努力はしたのでしょうか。仕組みを変えればできることも全てを資金という安易な解決方法で済ませようとすることには疑問を感じます。たとえば、区内での資金需要が100のとき、供給側に100があれば問題はないでしょう。しかし、たぶん、需要、つまり欲求というものには天井はなく、需要は1000であったり、10000であったりするのです。絶対数が足りないことは分かっていることなのです。「価値の交換」より「価値の創出」をまず考えること、クセをもう少し非営利の活動は考えることです。営利企業でそんなことを言っているところがあるでしょうか。非営利だから、援助してもらいたいというところを脱却しない限り、現状の依存型社会は変化しないと考えています。これは国民ひとりひとりが考えていくべきことであり、行政としてその自立をもっと強く呼びかけてもいいと思っています。
- ☆ 目的と使途が明確な「基金」を創設してはどうか?市民活動も、時間を作って体を動かすことが一番だが、それがどうしても出来ない人は「物施」でもいいと思う。それも地域活動だ。
- ☆ 自助努力が望ましい。
- ☆ 立ち上がりの何年かは援助が必要でしょうが、出来るだけ早く自立できるようにしていきた。 い。すでに活躍しているNPOのメンバーはいろんな事がわかっているが、今まであったいわ。

ゆる街(町)の活動もその一つなのだから、そのメンバー達にもっと意識を持ってもらって、 一緒に活動意見を言えるようにしたらいいと思う。

☆ バザーやガレージセール等、NPOのメンバーが資金を生み出すための場所等については、 区民まつりを始め各種のまつりの中で優先的に場所の確保、場所代の優遇を図る。寄附をして くれない人(企業)の税制の優遇を図る。そのためには、NPOの基準の見解の相違をなくす ことが必要。

(活動促進委員会)

- ☆ 今回の促進検討委員会でまとめられた内容を、具体化するための組織と考えます。サポート センターおよび中間支援組織が活動を開始した段階で、そちらに委ねるべきと思います。
- ☆ 市民活動グループがより活動がしやすくなるように、行政と協働で様々な課題に取組むため の組織が望まれる。
- ☆ 男性・女性・年代・地域・活動分野など、バランスをとった構成にしたい。話し合いの様子は、ホームページなどで常に公開とし、偏りのある考えをもつ委員が出たとしても、再任を重ねることのないようにしたい。他に適任と思われる方が出てきても、長年習慣的に続けている方が「辞める」と言うまで、他の誰もその「引退・交代」を言い出せないという団体の話をしばしば聞く。任期は原則2年、年度末には「こういう理由で次期も続投したい」という情熱的な立候補の弁を各人にしてもらうなどで「やる気」を公開で示すのはどうか?
- ☆ 今のところ、姿は見えません。しかし、目的の明確化、ビジョン、具体的な内容は明確にしなくてはなりません。但し、ここでは自身の発言に責任を持つ、アカウンタビリティ(説明責任)を求めたいと思います。
- ☆ 他に、区にある多様な団体、老人クラブ、自治会、商工会、企業の代表など随時入ってもらってもいいのではないか。各地域振興室で持ち回りにより会議を行う、そのとき地元の自治会や団体の人にもはいってもらうという提案はどうでしょうか?委員会とはいわず、ざっくばらんに話せる懇談会のようなものができないかなと思う。
- ☆ 今まで、真剣に検討してきた課題の解決・実践・実現のために活動促進委員会は大切な役割 があると思う。
- ☆ いろいろな考えがあるので、できるだけまとめ、方向性を統一するためにも委員会は作った 方がいいと思います。
- ☆ すでに活躍しているNPOのメンバーはいろんな事がわかっているが、今まであったいわゆる街(町)の活動もその一つなのだから、そのメンバー達にもっと意識を持ってもらって、一緒に活動意見を言えるようにしたらいいと思う。

(区の体制)

- ☆ 縦の組織だけでなく、横の組織も意識し、マトリクスの組織として機能することが求められていると思います。そのうえで専門家として充分に力を発揮し、区民をサポートできる体制づくりを、早急に確立する必要があると思います。
 - ※マトリックス組織・・一人の構成員が上下関係といった縦の系列だけではなく、横の系列 や枠を超えたチームの構成員となる組織

- ☆ NPOやボランティアグループに事業の移管を進めるべきであるが、区はパートナーとし て協力はもちろんのこと、敢えて苦言や課題を投げかける存在が望まれる。
- ☆ 区施設の窓口では、職員の方から「貸してやる」と言わんばかりの態度を示されることが多々ある。区民としては、法律通りに税金を払い、区民として当然のサービスを受けていると思っているので、心外に感じることが多い。市民活動は、ニーズに応じて自然に生まれたものが多く、それは行政の体制が整うまで、あるいは行政が対応しきれないサービスの隙間を埋めるものだ。そういう認識を職員の方全員にもっていただきたい。区民の側の「やる気を萎えさせる」ような横柄な態度ではなく、「協力してやっていこう」という態度が区民の活動意欲を沸き立たせるのだと思う。
- ☆ 北区における今回の取組みに対しては敬意を持って歓迎しています。しかし、この姿勢がまだまだ市民に広まっていないことは残念です。市民活動の拠点ができれば、それが標榜され、その姿勢を感じることができると思いますが、もっともっと部課単位ではなく、学産民との連携の仕組みも早期に作っていかれることが将来の基盤へと繋がっていくと思います。行政の最大の役割は、私はやはり公平性、パブリックであると考えています。間違った平等主義がわが国を貧しくしましたが、強い意志で臨んで頂きたいと切に願います。ノーと言える行政、イエスと言い切れる行政への変貌が今本当に望まれていると思います。
- ☆ 「市民活動」を行うときの「とりあえず聞く」窓口としての担当課は必要である。その課が他の部局との調整を図ればよい。また、区の職員が地域に貢献したりやボランティアへの参加にすることを評価する人事評価システム等がほしい。企業でもボランティア休暇等を認めているところもある。
- ☆特に、現在、活動なさっている方々をより多く参加していただいてはどうでしょうか。
- ☆ 役所は、いわゆる縦の組織になっているのは、当然かもしれませんが、その組織の中で、 必ず横との関わりのあるポジション(人も含めて)を位置づけ、各組織(各部)間の連携を常 に保ち、市民活動をスムーズに行えるようにする。

(その他)

- ☆ 行政に関心があるのは、なにも地位や名誉のある年配の方ばかりではないと思います。若者も自分がやりたいと思うことの中には、市民活動、NPO活動に興味・関心があると思います。例えば(市民活動とは違うかもしれませんが)商店街の活性化を目的としたチャレンジショップのような活動だってあるんです。ただ、若者は行政関係のネットワークを持っていないため、目的を達成するためにどうしたらいいのか、どのようにして手続きをしていいのかが分かりません。特に北区は、県外から来る一人暮らしの若者が多く、ネットワークがないため、自分の活動範囲を広げることもできません。だからNPO活動や市民活動にも参加しようにも参加の仕方が分からないのだと思います。若者はもともと行動力がありますから、この行動力を引き出せるような活動の助成をハード面・ソフト面の両方で行政には期待したいものです。
- ☆ 区内で活動されている団体の情報が得にくい、つまり「団体の顔が見えない」ということを、 日頃から痛感しています。そこで情報の共有を提案するために、参加させていただきした。し かし他にも多くの問題があることと、いろいろな考え方に接することができ、大変勉強になり ました。
- ☆ 「利益の最大化」ではなく「地域貢献の最大化」を目指すような会社(=コミュニティビジャネス)が増え、逆にボランティアは無償であるという考え方は減り、NPOやボランティアグ

ループとコミュニティビジネスの区分けがつきにくくなる。また、趣味やスポーツなども大切な市民活動であるという認識も広まるだろう。従って区は、今までの縦割り組織ではない、 柔軟な発想による組織づくりが求められる。

- ☆ 個人的には作りたいもののビジョンは非常に明確です。社会が変わっていくところを、私は見たいと思っています。どこの地域でも、一つそういう場を創れればいいと思います。私は名もない一人の市民、ひたむきに生きている尊厳が尊ばれるような地域社会のあり方を北区で是非実現して頂きたいと思っています。でも、それは一部の人間が上から与えるものではなく、一人一人がそう望み参加することによってしか、得られないものだと考えています。拠点その他はその精神を持っている者によって実現されることを願います。一人が100万円を寄付することも必要ですが、一人一人が1000円を出して支えあう社会、そういう社会を、是非死ぬまでに見てみたいと思います。
- ☆ 忙しく毎日を仕事に励み、休日は家族と過ごす。そのような生活もいいけど、自分が住み、 働きまた学びしているこの北区はいいところがたくさんあり、自分の周りにはいろんないい人 がいることを知って欲しい。

人のために何かをやりたい、人と何かをやりたい・・・と思う地域と人の手助けが必要な地域、人があります。身近にあります。

☆ 昔からある地の活動(町会関係)もある種の見直しの時にきているのかもしれません。区からの配布物を配り、手数料を戴いたりするだけでなく、何かのきっかけで、町のみんなの活動もある種のNPOなんだということの教育(めざめさせ)をし、町全体がボランティアなんだと思うようになればと思っております。

【参考文献】

この報告書の検討及び作成にあたっては、主として、「川崎市市民活動支援指針策定に向けて」(提言)を参考にさせていただきました。

また、第3章第1節(活動拠点)中、全区レベルの拠点の ③望まれる具体的な機能については、藤沢市市民活動推進検討委員会報告書に基づき検討させていただきました。

- 〇 平成13年3月 川崎市市民活動支援指針策定委員会提言 「川崎市市民活動支援指針策定に向けて一市民との協働のまちづくりのためにー」
- 〇 平成13年3月 藤沢市市民活動推進検討委員会報告書 「藤沢市の市民活動の推進を目指して」

その他、以下の文献を参考にさせていただきました。

- 〇 平成13年3月 市民公益活動 支援・協働検討会議報告書(大阪府豊中市) 「市民公益活動 支援・協働の推進について」
- 平成13年3月 堺市市民活動促進懇話会 「市民活動活性化(促進)に関する提言」
- O 平成11年9月 仙台NPO研究会編 「公務員のためのNPO読本」

【北区区民活動促進検討委員会 委員名簿】

	氏	名		区分	所 属
武	藤	博	己	会 長	法政大学法学部教授
渡	戸	_	郎	副会長	明星大学人文学部教授
坂	場	正	則	団体推薦	王子本町一丁目自治会長
我	妻	澄	江	団体推薦	北区女性のネットワーク副代表
前	田	幸	生	団体推薦	平成13年度北区小学校PTA連合会副会長
竹	腰	里	子	団体推薦	特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構理事長
田	辺	恵-	一郎	団体推薦	特定非営利活動法人北区地域情報化推進協議会理事
水	谷	裕	子	団体推薦	元北区ボランティアセンター運営委員会委員
小	原	宗	_	団体推薦	ボランティア・市民活動センターきたセンター長
水	津	陽	子	公 募	特定非営利活動法人ライフ ワーク アンド コミュニティ理事長
田	中	麗	子	公募	赤羽台在住
藤	森	永	喜	公募	志茂在住
中	村	由	実	公募	豊島在住
溝	П	佐喜	喜子	公募	東十条在住
小	ЛП	裕		公 募	上中里在住

【北区区民活動促進検討委員会等開催状況】

会議名	開催日	開催場所	検 討 内 容
第一回	平成 13 年	北とぴあ8階	1. 役員選任
委員会	9月 20 日	806 会議室	2. 今後の予定
第二回	平成 13 年	東十条地域振興室	1. 促進の対象
委員会	10 月 18 日	会議室	2. 場所の提供
勉強会	平成 13 年	滝野川会館 3 階	1. NPOと行政の協働
	11 月 30 日	303 会議室	2. その他
第三回	平成 13 年	北とぴあ9階	1. 活動拠点
委員会	12 月 19 日	902 会議室	2. 今後の検討課題
第四回 委員会	平成 14 年 1月 30 日	北とぴあ7階 701 会議室	1.活動拠点 2.中間支援組織 3.情報の共有
第五回 委員会	平成 14 年 2 月 27 日	北区役所第四庁舎 3 階第一研修室	1. 情報の共有 2. 促進体制 3. 人材育成
第六回	平成 14 年	北とぴあ9階	1. 資金の確保
委員会	3 月 19 日	902 会議室	2. 市民活動促進委員会
講演会	平成 14 年 3 月 25 日	北とぴあ 13 階 飛鳥ホール	「NPOと行政」
第七回	平成 14 年	北区役所第四庁舎	1. 中間報告のまとめ
委員会	4 月 25 日	3 階第一研修室	
第八回	平成 14 年	十条地域振興室	1. 中間報告のまとめ
委員会	5 月 13 日	3階会議室	
市民 フォーラム (第九回 委員会)	平成 14 年 6月 24 日	北とぴあ7階 第一研修室	1. 中間報告内容説明 2. 討論

第十回 委員会	平成 14 年 7月 15 日	北とぴあ9階 902 会議室	1. 最終報告のまとめ
------------	-----------------	-------------------	-------------